

平成23年度定期監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成23年度に実施した定期監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次

佐渡市監査委員 根岸勇雄

指 摘 事 項	改善措置等の状況
<p>(2) 補助事業における審査の徹底について 実績報告書の添付資料に不備があるにもかかわらず、補助金の額の確定を行っているものが見受けられた。(地域振興課・農林水産課) 審査に当たっては、厳正かつ適正に行われたい。</p>	<p>補助金交付額の確定の際は、実績報告書に添付された決算書の根拠となる領収書類等の資料を厳正に審査したうえで、適正な補助金の交付に努め、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援する。(地域振興課)</p>
<p>(3) 補助金の重複支給の防止について 各課において、それぞれの目的に応じた補助事業を実施しているところであるが、今回、補助対象となるものが、重複しているという疑義を抱く可能性のある事例が発見された。(地域振興課・社会教育課) 補助金の重複支給は容認されるものではないので、申請内容の十分な精査、並びに各課における連絡調整を求めるものである。</p>	<p>補助事業の交付申請があった場合には、その申請内容を精査するとともに、選考委員会等において関係する担当部局との連絡調整を図りながら、適正な補助金交付に努め、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援する。(地域振興課)</p> <p>社会教育課としての補助金は、人材育成事業として交付された補助対象事業費を除いた経費に対して、補助金を交付したものです。今後は、社会教育振興にかかる補助金交付決定時に関係する他課との重複がないかを精査し、適正な補助金の支出に努めます。(社会教育課)</p>
<p>(4) 補助金交付要綱が未整備の事業について 数年来継続して実施されている補助金交付事業について、補助金交付要綱が整備されていないものが見受けられた。(総務課・社会福祉課・農林水産課・観光商工課・学校教育課・社会教育課) 補助金の取扱いの公正を期するため、補助金交付要綱を整備することを求める。 また、交付要綱は定められているが、補助率については「その都度定める」あるいは「市長が予算の範囲内で必要と認めた額とする」として対応している要綱がみられた。(社会福祉課・農林水産課・社会教育課) これでは、年度毎に事務取扱に差を生じ、公平性が保たれない可能性も否定できないことから、明確に記載されたい。</p>	<p>平成24年4月1日より「佐渡市幼稚園及び小・中学校記念事業補助金交付要綱」を整備し、運用を行っている。(学校教育課)</p>